健全化判断比率等をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響をおよぼすことになります。

| ★令和７年度健全化判断比率 | 余市町の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---|---|---|---|
| **〇実質赤字比率**<br>一般会計の赤字の比率<br>（算定の結果比率はありません） | （ー）<br>ー | （14.43% 以上）<br>14.31% 以上 | 20．0% 以上 |
| **〇連結実質赤字比率**<br>全会計を対象とした赤字額の比率<br>（算定の結果比率はありません） | （ー）<br>ー | （19.43% 以上）<br>19.31% 以上 | 30．0% 以上 |
| **〇実質公債費比率**<br>一般会計が負担する<br>元利償還金（返済）の比率 | （4．9%）<br>4．5% | 25．0% 以上 | 35．0% 以上 |
| **〇将来負担比率**<br>一般会計が将来負担すべき負債の比率 | （ー）<br>ー | 350．0% 以上 | |

（　　）は前年度数値

**★令和７年度資金不足比率・・・・・**

公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す指標（経営健全化基準・・・20%以上※）

※資金不足比率＝資金の不足額÷事業の規模

余市町では水道事業会計・下水道事業会計が対象となります。なお、いずれの会計も資金不足が無いため比率はありません。

令和７年度決算における本町の各指標について、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営につとめます。